

一宮市緑の基本計画改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定された、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である一宮市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するにあたり必要な事項について検討、協議をするため、一宮市緑の基本計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本計画の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 改定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の改定をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

- 2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 改定委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が任命する。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 オブザーバーに事故があるとき、又はオブザーバーが欠けたときは、その職務を代理する者を選任することができる。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

- 2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部公園緑地課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、2024年9月10日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の改定をもってその効力を失う。